

組合員資格を取得された皆さまへ

資格取得手続き中も受診できます

マイナ保険証を利用している方

資格取得手続きの完了を待たず、マイナ保険証により受診



マイナ保険証を利用していない方

資格確認書受領前は「被保険者資格申立書」により受診

これを機にマイナ保険証を利用しませんか？

- ✓ 資格確認書の到着を待つ必要がありません
- ✓ 高額療養費の手続が原則不要となります
- ✓ 過去の受診歴や薬剤情報等を医師・薬剤師と共有し、より適切な医療を受けることが可能



いずれの場合も、資格取得直後は、医療機関で資格確認ができないことがあります。その場合は「被保険者資格申立書」（医療機関備え付け。所属所の証明等は不要。）の活用を医療機関に相談してください。医療費を全額負担せず、通常の自己負担割合で受診できるものとされています（厚生労働省ホームページ参照）。

資格取得手続きには所属所を通じた組合員資格届書の提出が必要です

組合員資格届書提出

被扶養者は別途申告

約10営業日～約1か月（再取得者約3営業日）

マイナポータル資格情報更新

マイナポータルで組合員番号等が確認可能

マイナ保険証未利用者資格確認書交付

マイナ保険証利用者には交付しません

資格情報のお知らせ交付

約20営業日

（年度末・年度当初・学期切替時期等、繁忙期の取扱いは改めてお知らせします。）

